

○伊勢広域環境組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

平成13年 5月17日

組合条例第23号

改正 令和 2年 2月25日

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、伊勢広域環境組合職員の懲戒の手続及び効果について、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手続)

第2条 戒告、減給、停職、又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の給料の月額と暫定手当の月額との合計額の10分の1以下を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中、如何なる給与も支給されない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（令和2年2月25日組合条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。